

第24回 定例総会議事録

1. 日 時

令和8年3月10日（火）午後2時30分招集

2. 場 所

市役所本庁舎8階 大会議室

3. 出席委員

13名

1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行
4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 7番 長尾 栄作
8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一
11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子
14番 村上 枝里

4. 欠席委員

1名

6番 齊木 清範

5. 事務局

事務局職員 4名

事務局

ただいまより第24回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。

朝来野会長

（あいさつ）

事務局

それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議長

それでは、第24回定例総会を開会いたします。
本日の出席者は13名、欠席者は1名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。
次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させていただきます。よろしいでしょうか。

（異議なし）

議長	<p>それでは、議事録署名委員に5番秋吉委員さん、12番森崎委員さん、書記は事務局の畑さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原中学校から南東へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクターを1台所有、コンバインを1台借用しています。なお、契約成立後の経営面積は約40aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、野津原市民センターから南東へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてイタリアンを栽培予定です。農機具はトラクターを5台、草刈機を3台、耕うん機を2台、田植機とコンバインを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約93aとな</p>

議長	<p>ります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから西へ約760mの距離に位置した農地であり、現地はカキ、ミカンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地においてサツマイモ、ハクサイ、ジャガイモ、ニンジン栽培予定です。農機具は鍬、スコップを各1個所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約8aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約3.1kmの距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は認定農業者であり、申請地においてニラを栽培予定です。農機具はトラクターを2台、ユンボ、田植機、コンバイン、乾燥機、糶摺機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3.7haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ3ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番長尾委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から西へ約220mの距離に1箇所、北東へ約660mの距離に2箇所、同じく北東へ930mの距離に1箇所それぞれ位置した農地であり、現地は保全管理及び耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者であり、申請地において水稲、タマネギ、ナスを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約22aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から北へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は麦が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において麦を栽培予定です。農機具はトラクターを2台、管理機、ショベルローダーを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.6haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ4ページ 3番は、関連する18ページ 第3号議案非農地証明願1番の審議を先に行います。事務局から報告してください。
事務局	<p>18ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2010年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、竹中小学校から北西へ約900mの範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	なければ、18ページ 1番について採決します。

	<p>18ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、18ページ 1番は非農地決定します。</p>
議長	<p>戻りまして、4ページ 3番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南支所から南西へ約900mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトウガラシ、ニンニク、ユズ苗を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、耕うん機、草抜き機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約48aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大南支所から南東へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地の2筆はハクサイ、キャベツ、ブロッコリーが栽培され、1筆は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申</p>

<p>議長</p>	<p>請地においてサトイモを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、トラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、ミニ耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 5番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>7番長尾委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から西へ約380m の距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約1.1ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ、次の6ページ 1番は、関連する19ページ 第3号議案非農地証明願 1番の審議を先に行います。事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>19ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りで</p>

議長	<p>す。</p> <p>申請内容は1996年頃から耕作放棄により山林化しているとのこと です。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南へ約720m から 1.4km の範囲に点在した農地であり、現地は耕作放棄により山林化して いました。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、19ページ 1番について採決します。</p> <p>19ページ 1番について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願い します。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、19ページ 1番は非農地相当とします。</p> <p>戻りまして、6ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査 報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。 申請地は、丹生小学校から南西へ約250m の距離に位置した農地であ り、現地は耕起されてきました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲 受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草 刈機を各2台、田植機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成 立後の経営面積は約9.6ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意 見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から東へ約930mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてジャガイモ、サトイモを栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、粉摺機、耕うん機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約83aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ7ページ 3番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、佐賀関小学校から南西へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地はダイコン、ホウレンソウが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてトマト、キュウリ、ナス、ネギを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有、耕うん機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約7aとなります。地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、次の4番は、関連する10ページ 農地法第5条許可申請 1番の審議を先に行います。坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から北へ約1.4kmの距離に位置した農地であり、現地は既に駐車場及び資材置場用地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、駐車場及び資材置場用地として利用するものであり、既に着工済のため始末書が添付されています。農地区分です。申請地は、市町村が定める農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められた、農業振興地域内にある農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>次に事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>関連する35ページ 農地法第43条第1項届出についてです。多肉植物を栽培する農業用のハウスを建設するにあたり、地面をコンクリート等で固めて農作物栽培高度化施設とする届出が出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、10ページ 1番について採決します。</p>

	<p>10ページ 1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、10ページ 1番は許可相当といたします。</p> <p>戻りまして、7ページ 4番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、丹生小学校から北へ約1.1km から1.5km の範囲に点在した農地であり、現地のうち2筆は保全管理されており、1筆は砂利敷きで栽培高度化施設として利用予定、1筆はクリ、カキが栽培されており、その他は耕起されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地の4筆では麦、1筆では多肉植物、1筆ではクリを栽培予定です。農機具は草刈機を1台所有、トラクター、コンバインを各1台借用、草刈機を1台導入予定です。なお、契約成立後の経営面積は約31a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、神崎小学校から南東へ約1.4km の距離に位置した農地であ</p>

<p>議長</p>	<p>り、現地はダイコンが栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてハクサイ、ダイコン、オクラを栽培予定です。農機具は草刈機を3台、鋤を2本、鎌を5本所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約9a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ9ページ 農地法第5条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
<p>10番釘宮委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田市民行政センターから西へ約750mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、社会福祉法人が農地への進入路用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ10ページ 2番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見報告してください。</p>
<p>3番平山委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

<p>議長</p>	<p>申請地は、こうざき小学校から北西へ約1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、鋼構造物工事業等を営む法人が、事務所および駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ11ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
<p>9番筒井委員</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大東中学校から西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、認可地縁団体が一時避難所及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
<p>議長</p>	<p>なければ2番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

14番村上委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川添小学校から南へ約620mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、貸駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ、採決した10ページ1番を除く第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">（全員挙手）</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、12ページ 第2号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>12ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野田地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に白ネギ、ブロッコリー、トウモロコシを栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経</p>

営面積は約1ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上横瀬地区に位置した農地であり、現地の1筆は雑木が生い茂っており、その他は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約17.6ha となります。

13ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次門前地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦を栽培する認定農業者で、申請地において水稻、麦を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約11.4ha となります。

2番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、川床地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にイチゴ、ピーマン、露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約3.4ha となります。

14ページ 3番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、尾津留地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主にゴボウ、ハウレンソウ、ダイコンを栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約1.2ha となります。

4番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現

地調査報告です。申請地は、宮尾地区、福良地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に高菜を栽培する認定農業者で、申請地において高菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約12.5ha となります。

15ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、市尾地区に位置した農地であり、現地は耕起されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は新規就農者で、申請地において露地野菜、ハーブを栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約9a となります。

16ページ 1番です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、鶴瀬地区に位置した農地であり、現地は露地野菜が栽培されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に露地野菜を栽培する認定農業者で、申請地において露地野菜を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.3ha となります。

17ページ 1番です。こちらは配分替です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約4.8ha となります。

2番です。こちらは配分替です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、原村地区に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻を栽培する認定農業者で、申請地において

議長	<p>水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約5.4ha となります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、すべて承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第2号議案について採決します。</p> <p>第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第2号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第3号議案 非農地証明願について、事務局から報告してください。</p>
事務局	<p>18ページ 2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>申請内容は2015年頃から耕作放棄により原野化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、吉野小学校から西へ約400m の距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により原野化していました。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した18ページ1番と19ページ1番を除く第3号議案について採決します。</p>

	<p>第3号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、20ページ 第4号議案 農業振興地域整備計画の変更に係る農地転用計画事前協議 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番協委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、賀来小中学校から西へ約1.1kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、分家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ21ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、判田中学校から南へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は一部山林化及び保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、土木工事業を営む法人が資材置場・駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営</p>

議長	<p>農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ2番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
13番黒木委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p> <p>申請地は、判田中学校から南へ約1.6kmの距離に位置した農地であり、現地は砂利敷きになっていました。転用者の状況です。本申請は、土木工事業を営む法人が駐車場及び車両搬入口用地として利用するものです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>次に事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>地目が原野、山林のため審査基準に該当しませんが、農振解除にあたり、農業委員会の意見を県へ意見書を提出するため議案に挙げています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>（質問・意見なし）</p>
議長	<p>なければ22ページ 1番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>

2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から南へ約820mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅用地として利用するものです。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>次に事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>令和8年1月14日の定例総会において非農地決定しています。農振解除にあたり、農業委員会の意見を県へ意見書を提出するため議案に挙げています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ23ページ 1番について、鶴崎地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
9番筒井委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から北へ約1.2kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、農振解除後はその他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p> <p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

議長	<p>(質問・意見なし)</p> <p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次は、24ページからの 第5号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>24ページから26ページです。農地法第3条の3の届出で、相続により農地を取得した届出が、合計で3件出ています。</p> <p>27ページから28ページです。農地法第4条第1項第7号の届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用する届出が、合計で7件出ています。</p> <p>29ページから32ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う転用の届出が、合計で28件出ています。</p> <p>33ページです。農地法第5条第1項第6号の届出で、市街化区域内農地において権利移動を伴う一時転用の届出が、合計で1件出ています。</p> <p>34ページです。農地法第18条第6項の通知で、双方合意での解約の通知が、1件出ています。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>

事務局	議案についてはありませんが、閉会後に協議していただきたい内容がございますので、引き続きよろしく申し上げます。
議長	それでは、以上で定例総会に提出されている議案はすべて終了しました。 これで第24回定例総会を閉会します。